

菊池市公告第 7 号

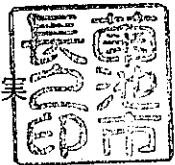
地籍調査による筆界案の作成公告

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)第 30 条第 1 項の規定に基づき、土地の筆界について当該土地所有者等の確認を得て調査したところ、下記土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者があるため、同条第 4 項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により公告する。

ついては、下記のとおり、筆界案を確認することができる者は公告期間内に筆界案について意見を申し出ることができ、公告期間内に申し出がないときは筆界案を確認したものとして筆界の調査を行うものとする。

令和 8 年 1 月 20 日

菊池市長 江頭 実



記

- ① 筆界案を作成した土地の所在：菊池市重味（対象の土地は下記のとおり）
 - 菊池市重味字重味 3314 番
 - 菊池市重味字下重味 3413 番
 - 菊池市重味字白石川 3818 番
 - 菊池市重味字白石川 3835 番
 - 菊池市重味字白石川又 3826 番
- ② 筆界案を確認できる場所：菊池市役所 1 階 地籍調査課事務所
- ③ 筆界案を確認できる者：上記①の土地所有者その他の利害利害関係人
又はこれらの者の代理人
- ④ 筆界案を確認できる期間：令和 8 年 1 月 21 日(水)午前 8 時 30 分から
令和 8 年 2 月 9 日(月)午後 5 時まで(20 日間)
※土日、祝日の閉庁日及び閉庁時間を除く
- ⑤ 筆界案の作成者：菊池市 市民環境部 地籍調査課